

至誠館大学私費外国人留学生授業料免除規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第44条第2項及び至誠館大学授業料等免除規程第3条第2項第4号の規定により、至誠館大学の正規の課程に入学（編入学を含む）及び在籍する私費外国人留学生（以下「留学生」という。）の授業料の免除に関し必要な事項について定める。

(対象者)

第2条 授業料免除の対象は、学業・人物とともに優れ、経済的理由により授業料の納付が困難と認められる留学生とする。免除対象者の家計基準は別に定める。

(免除する授業料)

第3条 免除する授業料とは、学則第44条第1項別表第2に定める授業料の4割とする。

(免除期間)

第4条 授業料の免除期間は、1年間とする。ただし審査を経て更新することができる。

(出願書類)

第5条 授業料の免除を希望する者は、授業料免除申請に関する所定の書類を、大学事務局に提出する。

2 出願書類については、別に定める。

(選考)

第6条 授業料の免除を受ける者の選考は、学生委員会の議を経て、理事長がこれを決定する。

(免除告知)

第7条 免除額決定後、速やかに免除対象者に書面をもって告知しなければならない。

2 前項の告知内容は減免額、納入しなければならない額、第8条免除の取消内容とする。

(免除の取り消し)

第8条 授業料の免除を受けた者が、当該免除期間中に、次の各号の一に該当する場合は、学生委員会の議を経て、理事長が免除の取り消し及びその期間を決定する。

(1) 学則による懲戒処分（訓告を除く。）を受けた場合

(2) 本邦の在留資格を喪失したとき及び国籍又は住所を有する国に帰国し、就学しなくなった場合

(3) 第5条に規定する出願書類及び提出書類に虚偽の記載を行った場合

(4) 免除を必要としなくなったと認めた場合

(5) その他著しく学生の本分に違反した場合

2 前項の規定により、学年の中途に免除の取り消しをした者には、当該授業料の免除を許可した額の全部又は一部を納付させることができる。

(免除者の届出義務)

第9条 授業料等の免除を受けた者は、当該免除期間中に、次の各号の一に該当する場合は、直ちに大学事務局に届け出なければならない。

(1) 授業料の免除を必要としなくなったとき

(2) 休学、退学又は転学を願い出るとき

(3) 住所、氏名その他身上の重要事項に変更があるとき

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

制定 平成19年 4月 1日

改正 平成25年 4月 1日 (第1回改正)

平成25年 6月 1日 (第2回改正)

平成26年 4月 1日 (第3回改正)

平成26年 6月 1日 (第4回改正)

平成26年10月 1日 (第5回改正)

- ・改正後の私費外国人留学生授業料免除の規程は、平成27年度入学者から適用し、平成26年度以前の入学者については、なお従前の例による。

平成27年 6月 1日 (第6回改正)

- ・改正後の私費外国人留学生授業料免除の規程は、平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前の入学者については、平成26年10月1日改正前の規定規程を適用する。

平成28年 6月 1日 (第7回改正)

- ・改正後の私費外国人留学生授業料免除の規程は、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前の入学者については、なお従前の例による。

平成29年 5月25日 (第8回改正)

- ・改正後の私費外国人留学生授業料免除の規程は、平成30年度入学者から適用し、平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。

平成31年 4月 1日 (第9回改正)

- ・改正後の私費外国人留学生授業料免除の規程は、令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

令和 2年 4月 1日 (第10回改正)